資料1

届出の受付フロー

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為（揚煙）届出

消防本部受付

① 届出書の記載内容確認（資料2）
※火入れ、野焼き、たき火等の言葉より目的が「焼却禁止の例外となる焼却」であるか否かを確認する。

② （資料2）の項目に該当

※（資料3）にサインをもらい届出書に添付、一部届出者控え。

※内部情報スペースで農林課と情報を共有する。
火入れの場合、市・村の担当課への相談、許可申請を指導。

③ 火災とまぎらわしい行為実施日

林野火災注意報、警報が発令された場合、行為者へ自粛の要請を連絡する。

② （資料2）の項目に非該当

※燃焼行為が認められない旨を伝え自主的な届出の取り下げを促す。

同時に（資料2）の項目に非該当の燃焼行為は、廃棄物の焼却（基本的に法令違反）にあたることを説明する。